

第26期火災予防審議会人命安全対策部会 小部会(第6回) 開催結果

1 日 時

令和6年11月8日(金) 14時00分から15時59分まで

2 場 所

東京消防庁本部庁舎8階特別会議室

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1)委 員(敬称省略:五十音順)

大宮 喜文、高橋 明子、古川 容子、水野 雅之、吉岡 英樹 (計5名)

(2)東京消防庁関係者

参事兼予防課長、予防部担当課長、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、消防設備係長、指導係長、係員3名 (計9名)

4 議 事

(1)防災センター 遠隔監視の基準案等

(2)関係者不在施設 ガイドライン案

5 資料一覧

資料1 これからの時代にふさわしい防災センターのあり方

資料2 関係者不在施設等における防火管理について

参考資料1 小部会(第5回)議事概要

参考資料2 関係者不在施設に係る防火安全対策ガイドライン(案)

6 議事速記録

【事務局】

お時間となりましたので、ただいまから火災予防審議会人命安全対策部会第6回小部会を始めさせていただきます。本日は部会委員5名の方にご出席をいただいております。内訳は対面で3名、オンラインで2名、半数の出席をいただいておりますので、会の成立はされるものとしております。

はじめに配布資料のほう、確認させていただきます。会議次第の下に置いてあります資料1と2、参考資料1と2をご確認いただければと思います。

次に、本日の小部会の流れをお話しさせていただきます。初めに議事1としまして、防災センターの遠隔監視の基準案等について説明いたします。次に議事2で関係者不在施設におけるガイドライン(案)についてご説明いたします。

なお、開催通知では議題3といたしまして、オールスタンディング形式の客席基準案を入れさせていただきましたが、議題のほうがなくなりましたので、本日の次第からは削除させていただきます。また、前回の部会でいただきましたご意見等は、本日の説明に反映をさせていただいているほか、参考資料に

議事概要としてまとめておりますので、そちらもご確認いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

ただいま次第のご説明がありました。本日の資料は、ボリュームがございますので、さっそく議事を進めていきたいと思いますが、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事1の防災センターの遠隔監視の基準等について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議事1の、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方についてご説明をさせていただきます。まず、これまでの審議の内容についてご説明をさせていただきます。

こちらは第4回の部会で整理をさせていただいた検討課題でございます。本日はこのうちの2番と3番を中心に説明をさせていただきます。

まずは遠隔監視の基準案の検討についてでございます。最初のスライドは前回の部会で使用したもので、防災センターの遠隔監視を検討する前提をまとめたものとなります。中ほどに記載しております現場駆付員の部分に、限界活動時間9分以内に活動を終了させると記載させていただいておりますが、遠隔監視の場合でも限界活動時間内に初期消火等の対応行動を完了することを求めていくべきと考えております。したがって、監視対象物の防火対象物以外から駆け付けて初動対応を行う場合でも、この限界活動時間内で初動対応を行える範囲に防災要員を配置することが必要となります。

こちら前回の部会で使用したスライドになります。防災センターの遠隔監視では、赤色の矢印で表示している部分、防災センター側で情報収集や119番通報等を行っている人の対応行動を、遠隔監視場所でも実施ができないかどうか、これを中心に検討をさせていただきます。

こちら前回の部会で使用したスライドになります。上半分が遠隔監視場所で消防用設備等の監視のみを行うパターン。これは前回の小部会ではフェーズ2として表現していた部分になります。下半分につきましては、消防用設備の監視と操作の両方を行うパターンでございます。こちら前回はフェーズ3として表現していた部分になります。このフェーズ3の遠隔監視場所から消防設備の操作を行う部分につきましては法令等の整備が必要となりますので、今回の部会では上半分のフェーズ2の部分に絞って検討をさせていただきます。また、フェーズ2のそれぞれのパターンについて個別に検討いたしましたので、この次のスライドからご説明をさせていただきます。

まずはパターン1の、火災時は監視対象物に常駐しております防災センター要員が対応する場合についてご説明いたします。このパターンでは、監視対象物に現行基準と同じ人数の防災センター要員を配置する必要がありますが、平常時は遠隔監視場所で消防用設備等の監視を行っておりますので、監視対象物の防災センター要員が同時に仮眠を取るなど、労務管理上の効果があるものということで整理をさせていただいております。

右側にはこのパターンの対応シーケンスの例を示しております。このシーケンス部に説明を入れたものが次のスライドにございますので、そちらで説明をさせていただきます。まず、監視対象物で自動火災報知設

備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいります。そうしますと、信号を受けた遠隔監視場所では、監視対象物の防災センター要員に、総合操作盤を確認しまして初期消火等の対応行動をとるよう指示をすることになります。指示を受けました監視対象物の防災センター要員は、従前どおりのシーケンスで初期消火等の対応をとることになります。このパターンでは、遠隔監視場所から監視対象物の防災センター要員に指示を出すツールが必要となりますが、指示さえ出せば、その後の行動は従前どおりの対応という形になります。公開時間中の取扱いについては、現行基準と同様の人数が常に監視対象物に常駐することとなりますので、公開時間中でも遠隔監視を認めるべきと考えております。

ここからはパターン2の説明になります。パターン2では、火災時は監視対象物に常駐する防災センター要員が初期消火等の初動対応を行います。その間に遠隔監視場所や監視対象物付近の待機場所から応援の防災センター要員が駆け付けてきて、監視対象物の防災センターに入り、対応行動を行うようなものになります。こちらも右側の部分に対応行動のシーケンスの例を示しておりますので、次のスライドに説明を入れたものがありますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、監視対象物の自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所のほうに信号が入ってきます。信号を受けた遠隔監視場所では、監視対象物の防災センター要員に、総合操作盤を確認し初期消火等の対応行動を行うように指示いたします。また同時に、遠隔監視場所等に待機をしている応援要員に、監視対象物への駆け付けを指示いたします。火災現場を確認しました初期消火要員は、遠隔監視場所のほうに火災発生 of 報告を入れてまいります。そうしますと、遠隔監視場所ではこの報告を受けて119番通報を行うような形になります。その間に応援要員が監視対象物の防災センターに到着してまいりますので、情報収集や非常放送の起動等の任務を遠隔監視場所から引き継いで実施をするような形になります。シーケンス図の中で、青色で表示している部分につきましては、防災センターが一時的に無人となる時間になります。本来、この対応行動が全て終わってから消防隊が建物に到着をするような形にはなるんですが、たまたま消防隊がこの建物の近くにいた場合など、応援の防災センター要員が到着する前に公設消防隊が到着することが考えられますので、その際の対策は必要と考えております。

次のスライドは、今シーケンス図で説明した内容を文字で表現をしたものになります。操作が必要な項目であります非常用エレベーターの呼び戻し操作と総合操作盤の操作、これは初期消火要員と応援で駆け付けてくる応援要員、この2人が手分けをして行うような形となります。監視が必要な項目につきましては、遠隔監視場所に火災代表信号が入れば、監視対象物の防災センター要員が総合操作盤で発報場所を確認しますので、対応行動を開始することが可能となります。遠隔監視場所では119番通報を遅滞なく行うことを主眼に置いてシーケンスを作成しております、残りの項目につきましては初期消火要員と応援の防災センター要員が分担して行うような形で整理しております。その他の項目としまして、遠隔監視場所と監視対象物の初期消火要員、それから応援で駆け付けてくる防災センター要員、この三者の間で情報を共有する方法が必要となってまいります。また、防災センターが無人となる時間に、たまたま消防隊が到着した場合に備えた対策が必要となりまして、この内容については後ほどのスライドでご説明をさせていただきます。最後に公開時間中または営業時間中の取扱いについてでございますが、こちらについても別のスライドを準備しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

こちらのスライドは、公設消防隊の活動について整理をしたものになります。119番通報を受けると、消防隊は建物のほうに出場してまいります。火災建物に到着した消防隊が最初にやるのが、水利部署と言いまして、消防用水や防火水槽のところに部署することになります。この際、建物側のほうで対応する行動とし

て、建物によっては消防用水にブースターポンプが設置されている場合がございますので、このブースターポンプの起動が必要になってまいります。その次に、最先着しましたポンプ隊長は、防災センターに向かいまして、そこで情報収集をすることとなります。消防隊が優先して収集する情報としては、人命危険ということで逃げ遅れの情報、それから延焼拡大危険、どこで何が燃えているのか、最後に作業危険ということで、危険物等の情報となっておりますので、この情報を遠隔監視場所から監視対象物に現着しました消防隊のほうへ提供する措置が必要になってまいります。その次に、消防隊は非常用エレベーターを使用しまして火点の階へ上がっていくこととなります。こちらについては、非常用エレベーターの運転キーの受渡しが想定されますが、パターン2の場合は監視対象物に常駐しております初期消火要員が既に非常にエレベーターを使用して火点階のほうに上がっておりますので、消防隊が着いたときには非常用エレベーターに運転キーが差された状態となっておりますので、この受渡しについては、パターン2は特段の措置は必要ないかと思っております。その次が連結送水管の使用になります。消防隊は連結送水管を使用して消火活動を開始することになるんですが、これも高層の建築物になりますとブースターポンプが設置されている場合がございますので、建物側でブースターポンプを起動する措置が必要になってまいります。ここまでは、最先着隊が活動初期に必要な内容として整理をさせていただきました。その次は消防排煙の起動ですが、これについては消防隊が火点まで内部進入できれば、その場所から起動スイッチによる起動もできますので、遠隔監視場所等から起動するような措置は必要ないと整理をしております。最後に、消防隊が容易に防災センターに入ることのできる措置ということで、防災センターに至る経路が施錠されておりますと、消防隊がそこまで到着できませんので、自動火災報知設備連動解錠ですとか、または遠隔監視場所からの解錠操作といった措置が必要になってくると考えております。

次のスライドでございます。こちらは消防用水のブースターポンプ等の起動の対策の例として示したものでございます。採水口や送水口の直近に起動装置を設置していただければ、消防隊による起動が可能となります。これは現行の指導基準でもこのように設置をしていただくようお願いをしている部分でございます。スライドの写真の部分のものは実際に採水口の近くに起動ボタンを設置した例でございます。このような措置が難しい場合は、遠隔監視場所とつながるインターホン等を設けていただいて、遠隔監視場所から起動する措置が必要になってくるかと思っております。

こちらのスライドは遠隔監視場所から監視対象物の消防隊へ情報提供する方法について示したものでございます。大型モニター等を活用して遠隔監視場所の防災センター要員と対面でコミュニケーションを取れるとか、平面図等を共有できるものが好ましいと考えております。スライドの写真は、情報共有モニターの例示としてイメージを示したものになるんですが、今スライドのモニターの表示を切り替えたんですが、このような形でモニターを切り替えて、建物の所在ですとか自衛消防隊の活動状況みたいなものが共有できれば、より好ましいのではないかなということを示したものになります。

ここからは、公開時間中及び従業時間中の取扱いについてご説明をさせていただきます。こちらのスライドは、現行の基準について整理したものでございます。大学ですとか工場といった同一の敷地内の場合、公開時間外や従業時間外の利用者がいない時間に限って、1つの監視場所で消防用設備等を集中して監視することを認めております。この基準を作成した際の記録を確認しましたところ、公開時間中や従業時間中につきましては建物の利用者が多く在館しておりますので、火災発生時に防災センターを中心とした自衛消防体制を確立するために、防災要員の常駐を義務付けているというものでございます。今回検討しています遠隔監視につきましても、同様の考え方を採用するべきだろうと、事務局では考えておりまして、公開時間中

または従業時間中の遠隔監視については、原則認めない方向で整理をしたいと考えております。但し書きとしまして、遠隔監視場所と監視対象物の防災センター、それからテナント、これは地区隊になりますが、テナントの自衛消防隊の間で情報を共有できる体制が構築されて、遠隔監視場所を中心とした自衛消防活動体制が確立できる場合は、例外として認めたいと考えております。

この体制がどういったものかということをお次のスライドでまとめております。こちらが情報を共有できる体制の例示として示したものでございます。下のほうに記載をしているんですが、方法は限定しないんですが、火災に係る情報を同時に共有する体制ということで、遠隔監視場所の遠隔監視員、それから防災センター要員、あとテナントの自衛消防隊、この三者を含む間で情報の共有ができることが必要かと思っております。この共有すべき火災に係る情報につきましては、1から5番で表示をしておりますが、1番が、自動火災報知設備が作動した事実と感知器が発報した場所に関する情報としております。この自火報が鳴動したよという信号がキーになって、自衛消防活動が開始されるような形になります。2番目が、火点の状況ということで、自動火災報知設備が作動しましたら、一番近くにいるテナント自衛消防隊が火点の状況を確認しに行くことになります。こちらでは火災の有無、火災なのかどうかということと、それからどこで何が燃えているか、こういったことを確認することになりますので、この情報が共有できる必要があるだろうということで考えております。3番が、119番通報に関する情報ということで、誰が119番通報するのか、または既に通報しているのかということをお共有する必要がございます。4番と5番は、自衛消防隊の活動ということで、誰がどの程度初期消火をしているのかということをお共有する必要のあるのと、最後にどの部分が避難誘導されているのか、その内容が共有されるべきだろうということで整理をしております。

こちらのスライドはパターン3の説明になります。パターン3では、火災時、監視対象物以外の遠隔監視場所ですとか監視対象物付近の待機場所から、防災センター要員が駆付けてきて初期消火等の対応を行うものになります。スライドに表示しておりますシーケンス図はパターン3の場合の例示として入れております。このシーケンス図に説明を入れたものが次のスライドになりますので、そちらで説明をさせていただきます。

監視対象物で自動火災報知設備が作動しますと、遠隔監視場所に信号が入ってまいります。信号を受けた遠隔監視場所では、初期消火等を行う駆付要員に監視対象物への駆付けを指示すると同時に、第1報の119番通報を行うこととなります。これは、パターン3の場合は駆付要員が監視対象物に到着してから活動を開始することになりますので、現場の確認を待ってからの通報とすると、従来の対応行動と比較しまして通報の遅れが発生すると考えられるから、このような形としております。ただし、火災現場の確認前に119番通報を行うという行為は、火災予防条例で定めております代理通報事業者でないといけないことになっておりますので、パターン3で遠隔監視を行う場合は、代理通報事業者としての登録を受ける必要が出てまいります。また、駆付け要員による現場駆付け前に複数の感知器が作動した場合ですとか、また、自動火災報知設備とスプリンクラー設備といった複数の消防設備が作動した場合、この場合は火災として第2報の119番通報を行うことといたします。この通報の仕方につきましては、現行の指導基準におきまして大規模な百貨店等へ指導している内容になりますので、この内容をこちらでも参考に取り入れたものとなります。遠隔監視場所ですこのような対応を実施している間に監視対象物に駆付け要員が到着してきますので、その後は監視対象物側で活動を引き継いでいくような形になります。シーケンス図で青色で表示している部分が、防災センターが無人の時間帯となります。こちらにつきましては、パターン2と同様に公設消防隊が先着した場合の措置が必要となってまいります。

次のスライドは、先ほどのシーケンス図で説明した内容を文字で起こしたのになります。操作が必要な非

常用エレベーターの呼戻しですとか総合操作盤の操作、ここについては監視対象物に駆付けた防災センター要員が行います。監視が必要な項目としましては、現場確認前に119番通報を行いますので、遠隔監視を実施する者は代理通報の登録事業者である必要があります。また、遠隔監視場所で受ける信号につきましては、複数の消防設備の起動ですとか、複数の感知器の作動、これを取る必要がありますので、現在、監視対象物に設置されております総合操作盤、これと同様の表示と警報が必要になってくるかと思えます。その他としまして、パターン2と同様、遠隔監視場所と駆付要員の間で情報を共有する措置が必要となってまいります。また、消防隊が現場駆付員よりも早く到着した場合に備えた対策も必要となります。パターン2と異なってきますのは、非常用エレベーターの運転キーの受渡しについての措置になります。これについては次のスライドのほうでご説明をさせていただきます。公開時間中、また営業時間中の取扱いにつきましては、パターン2と同じになりますので、割愛させていただきます。こちらパターン2で使用したスライドと同じものになります。パターン2と異なる部分は赤色の枠で表示をしております部分でございます。公設消防隊が例外的に駆付要員よりも早く監視対象物に到着した場合、非常用エレベーターの運転キーを消防隊に受け渡す措置が必要となってまいります。具体的には、防災センター等にキーボックスを設置していただいたり、防災センターの分かりやすい箇所に明示をしていただくといった対応が必要になってくるかと思えます。

次のスライドはパターン3での遠隔監視が想定されるもので、中心となる建物の防災センターで隣接する敷地の建物も集中監視するようなパターンになります。右側の平面図は森ビル株式会社様のホームページから引用させていただいたものになります。中央のアーク森ビルに隣接する丸印で示した建物についても、現在はそれぞれ防災センターが設置されており、それぞれ防災センター要員を配置していただいております。これはそれぞれの敷地の間に道路が走っており、別敷地となっているためでございます。このように、隣接した敷地のように条件が整った場所であれば、パターン3のような監視対象物以外から駆け付ける対応をすることもできるのではないかと考えております。

次に、情報共有ツール等による自衛消防体制の強化についてご説明をさせていただきます。こちらは第4回の部会において課題を整理したスライドになります。課題3の情報共有ツール等による自衛消防体制の特化の部分について、事務局でも検討を進めておりましたが、整理をする中でなかなか難しい課題が多くあるということが分かりました。今、赤字で表示をしているんですが、今期の答申にこの部分は含まないで、一部を来期での継続審議という形で整理をさせていただきたいと考えております。

この内容について、次のスライドからご説明をさせていただきます。こちらのスライドは第4回の部会で使用したものでございます。事務局では当初、第25期でいただいた答申を前提に情報共有ツールを検討していく予定でございました。しかし、25期の答申でいただいたガイドライン(案)を前提に検討を進めると、特定の企業の特許権等に係る部分等がございまして、さまざまな問題が発生してくるということが分かりました。その内容について、次のスライドで整理をしております。こちらは公正取引委員会から示されております資料をもとに、知的財産権と独占禁止法について整理をしたものでございます。特定の企業が有する特許を使用しないと実現しない内容を基準化するためには、その特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件で使用させる意思を確認する必要があるとなっております。確認の結果、この特許権を使用させないという回答であれば、技術基準をつくるということはもうそもそも不可能になりまして、特許権の使用を許諾していただいた場合につきましても、この許諾された特許の範囲が基準化する内容と照らして過不足がないか等、これを独立した第三者による評価を受ける必要があるとなっております。したがって、残りの審議時間等を考慮し、当期で取り扱うことは難しいと考えております。

次のスライドが、こちら第4回の部会で使用した資料に追記をしたものでございます。上半分の、情報共有ツールを使用した防災センターとテナント自衛消防隊の連携強化方策につきましては、具現化は難しいと考えておりますが、自衛消防体制の強化のためには導入が望まれるべきだということで、結論を向けたいと考えております。下半分の、テナント自衛消防隊への情報提供方策の部分については、こちらは今期でも委員の先生方から多くのご意見をいただいた部分でございます。事務局としましては、ここは時間をかけて審議が必要かと考えておりますので、来期以降、継続審議という形で整理をさせていただきたいと考えております。最後に、その他としまして、防災センター要員の資格と防災センターに備え付ける図書について整理しておりますのでご説明いたします。

まずは防災センター要員に求めている資格についてでございます。東京都では、防災センター要員に自衛消防技術試験と防災センター要員講習の2つの資格を求めています。昨年度実施しましたヒアリング調査の中では、これは人的負担が大きいという声がありましたので、ここについて検討を行いました。まずはそれぞれの資格の位置づけについてでございますが、自衛消防技術試験は、これは初期消火等の自衛消防活動に主眼を置いております。反対に防災センター要員講習、こちらは防災センターで指揮を執る側の対応行動に主眼を置いていることが分かりました。この2つとしましては、それぞれ目的が異なっているものであることを、まずは報告をさせていただきます。

続きまして、過去の審議会の資料等を確認しましたところ、第12期の火災予防審議会で、防災センター要員の自衛消防活動をシミュレーションにより検証していることが分かりました。その中で防災センター要員の習熟度についても検証がされております。このシミュレーションの内容については記載のとおりでございますが、習熟度の影響について次のスライドでまとめておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。こちらのシミュレーション結果のところのグラフをご覧くださいんですが、今回、防災センターの機械化ですとか遠隔監視を前提に考えますと、現場で活動する防災センター要員自体は減ってくるものと考えております。ですので、シミュレーション結果の赤で表示をしております「現場1人」というところをご確認いただきたいと思っております。「現場1人」の場合、習熟した防災センター要員であれば、室内火災から区画内火災へ延焼拡大する可能性が39.1%と、12期のときは検証されております。これが未習熟の場合は100%の確率で延焼拡大するものと結論づけられております。このようなことから、人数が少なくなるのであれば、防災センター要員一人一人の質を担保する必要があるだろうということで事務局では考えております。したがって、防災センター要員の資格については、今回は緩和をせず、現行の体制を維持すべきということで結論づけたいと考えています。なお、人的負担が大きいという部分につきましては、遠隔監視と機械化のほうで全体の防災センター要員は減っていく傾向になりますので、そちらのほうで整理をしたいと考えております。

次のスライドは、防災センターに備え付ける図書の整理をしたものでございます。今表示しておりますのは第4回部会の資料でございますが、現在この内容を紙で防災センターに保管をさせております。この防災センターへの備え付ける図書の位置づけについて確認をしたところ、総合操作盤等からの集中管理を補完するものとなっております。先ほどもご説明しましたが、消防隊の優先して収集すべき情報は、人命危険、炎症拡大危険、作業危険となっております。最先着の消防隊が防災センターに着いていきなり図書を開いたり図面を開いたりするようなものではないということを確認しております。したがって、遠隔監視場所から情報提供等する際は、先ほどの人命危険、延焼拡大危険、作業危険に優先的に提供していただくような体制をとっていただいて、図書については、ある程度時間的な余裕もございますので、遠隔監視場所等に電子デ

ータで保存したものを情報共有のモニター等で提供していただければ、活動上は支障ないものと整理をしたいと考えております。

図書の電子化のほうをまたさらに発展をさせまして、将来の防災センターのあり方ということで、最後のスライドにまとめております。監視対象物で火災が発生しますと、建物ごとに設置をされたサーバー等に防災センターに備え付ける図書が、BIMモデル等により管理をされてきて、そこに火災信号が入っていくような未来になるのかなと考えております。この信号を受けますと、遠隔監視場所のほうでは、遠隔監視場所からロボットやドローン等で火災現場の確認をしたり、また消防設備についても遠隔監視場所から操作ができるような未来になってくるものと考えております。合わせて、火災信号を受けました建物のこのサーバーからは、東京消防庁のほうに自動で通報が入ってくるようなことになるかと思えます。そうしますと、火災建物に出場した消防隊につきましては、今、絵ではそれぞれ端末を持たせているんですが、総合操作盤の機能を備えたような端末で、現場に向かう途中から建物情報ですとか延焼情報といったものが、入手できるような未来になってくるものだというような形で結論づけたいと思っています。この消防隊が持っている端末を、今、仮にスマート防災センターと名付けているんですが、建物の情報をどこでも入手することができれば、例えば今「指揮本部の設置位置が柔軟になる」と書いておりますが、今の現行基準では前進指揮所を設置します火点の直下階といったところに指揮本部を持っていきたいということも、柔軟に対応できるようになるかと思えます。ですので、最後に将来像ということで、こちらのあり方を示させていただいて、防災センターのほうの資料の説明は終了とさせていただきます。以上で説明を終了させていただきます。

【議長】

どうもありがとうございました。厚い資料でしたので内容がずいぶんあったと思いますが、何かただいまのご説明に対して意見、コメント等はございますでしょうか。

【委員】

質問をよろしいでしょうか。

【議長】

お願いします。

【委員】

まず、大変貴重なご説明を大変ありがとうございました。私から、聞き逃している可能性もありまして恐縮ですが、パターン2、パターン3において防災センターが一時的に無人になる時間帯が当然出てくると。その際に消防さんの駆付け時間とのせめぎ合いの懸念といいますか、そこら辺が出てきますので、その対応が当然必要になってくるということで、そのパターン2とパターン3に関して、それぞれその時間帯の対応に関してもう一度ご説明していただくことは可能ですか。

【事務局】

事務局のほうからご説明をさせていただきます。今、表示しておりますスライドが、パターン2の対応シーケンスの部分になります。遠隔監視になりますと、どうしても防災センター要員が駆付けてくる時間がござい

ますので、一時的に防災センターが不在となる時間がございます。

本来、対応シーケンスの時間からいきますと、消防隊がこの自衛消防隊の活動終了前に現場の方に到着してしまうということは余り考えられないんですが、たまたま監視対象物の近くにポンプ車が出向している場合ですとかいった場合は、もう防災センター要員の駆付け前に消防隊が先に着いてしまう可能性がございます。この場合に備えて、消防隊の活動を円滑にできるように、ある程度の対策を取っていただく必要があるだろうということで整理をしたものになります。

どのような対策をとっていただきたいということで、スライドの13枚目、公設消防隊の活動と対策という部分でございます。こちらのほうにまとめさせていただきました。火災現場に到着しました消防隊は、まず消防用水に部署することになります。この際、防火水槽等の設置位置によっては、ポンプ車のポンプだけでは水を吸い上げることができない場合がございますので、そういう建物についてはブースターポンプという水を送るポンプが付いてございます。こちらのポンプの起動については建物側でしていただく必要がございますので、遠隔監視をする場合は、遠隔監視場所からも起動できるような措置をしていただく必要があるだろうということで整理をしたものです。

続いて、消防隊は防災センターに向かって、防災センターで情報収集をすることとなります。消防隊が優先して収集する情報は、人命危険、炎症拡大危険、作業危険となっておりますので、この情報を消防隊に提供していただく必要がございます。まだ防災センター要員がこの監視対象物に到着していない段階であれば、遠隔監視場所のほうで持っている情報を教えていただく必要がございますので、遠隔監視場所からこの監視対象物に到着しました消防隊へ、情報提供する措置が必要だろうということで、後ほどのスライドでご説明しますモニターの話を入れさせていただきました。

非常用エレベーターについては、パターン2では影響はないんですが、パターン3につきましては消防隊に運転キーを渡す必要がございますので、こちらについては防災センターの分かりやすいところに明示する等の措置が必要になってまいります。

最後に連結送水管のブースターポンプというところでございます。消防隊は連結送水管に水を送りまして、その設備を使用して火災が発生している階の消火活動を行うこととなります。これも、高層の建物等になりますと建物の高い場所に水を送る必要がございますので、途中階にブースターポンプ等が付いている場合がございます。この場合、建物側でブースターポンプを起動する必要がございますので、これも監視対象物に防災センター要員が到着する前であっても、消防隊が使えるような措置が必要だろうということで、整理をさせていただいたものでございます。

ここまでが消防活動の活動初期に必要な内容と整理をさせていただいておりますので、遠隔監視をする場合は、この部分の措置をしていただきたいということで整理をしたものでございます。このような形で大丈夫でしょうか。

【委員】

大変ありがとうございました。分かりやすかったです。それで、パターン2とパターン3の違いというのは、キーの受渡しのところになりますか。

【事務局】

はい、そうです。パターン2の場合は、初期消火要員が監視対象物に常駐しておりますので、初期消火要員

が非常用エレベーターを使用して、今の活動基準だと非常用エレベーターの中に差しておくことになっておりますので、消防隊はそこに行けば非常用エレベーターが使えます。

パターン3の場合は、そもそも初期消火要員が到着する前に消防隊が着いてしまう可能性がありますので、このキーの受渡しをしていただく必要があるものということで整理しております。

【委員】

なるほど。さらによく分かりました。

それは資料中で分かりやすく書いてくださっているのでしょうか。そうであれば特に問題ないんですが、もしそうでなければ、分かりやすく比較するような形で書いていただければ、見た側から、読む側からしても分かりやすいかと思ったんですが。

【事務局】

スライド21ページのところに赤の四角で表示をしているだけになりますので、この部分につきましては部会のときには少し整理をさせていただいて、条件等が分かりやすいようなものを追加させていただきます。

【委員】

大変よろしいかと思えます。ありがとうございました。

【議長】

どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。水野委員、お願いします。

【委員】

前のプロセスを把握してないのかもしれないですが、遠隔監視をして無人になる時間帯があるというのを、なしにする措置というのは考えないのでしょうか。

防災センターにも1人いる、駆付け員も2人いるという、その対応というのは、どこかの段階でもう要らないんだという話になったのかもしれないですが、なぜその方法をとらないのかなというふうに、率直に疑問に思ったのですが、いかがですか。

【事務局】

今の現行の基準だと、当然、防災センターに常時人が居るように求めています。この部分をいかに緩和していくかということ、今回テーマで検討させていただいている中で、防災センターが今人がやっています対応行動を機械に置き換えるだけでも、人数の削減等にはつながってくるものと認識しております。

ただ、さらに一歩踏み込んだ部分ということで、遠隔監視を検討していくと、どうしても駆け付けてくる間のわずかな時間にはなるんですが、そこが無人になってしまうことになりますので、この無人になった部分を遠隔監視場所のほうで補完できないかということ、今検討している部分になります。

【庁内関係者】

補足させていただきます。そもそものこういった合理化を図るという議論の前提として、今現場では非常

に防災センター要員の確保に苦労しているというところがあります。

現状、防災センター要員が労働基準法違反のような状態で働いている現状が常態化していると。本当はお休みを与えなくちゃいけないんですが、確保できないもので、当番、非番、当番、非番というのを延々と繰り返すということで、そういうような状況が現状あるというのがまず一つあります。

そういったものを是正する必要があるということと、今後、労働生産年齢人口がどんどん減っていきまして、東京都では今1000万人ほどの労働生産年齢人口の方がいらっしゃるんですが、あともう十数年するとそれが700万人まで落ち込んでくるということで、今人材の流動化が進展している中で、なかなか防災センター要員の給与が上がらないということで、人材流動化すると、そこに人が入らずにもっと給与がいいところに人が流れている状況があって、非常に防災センター要員の人材確保が難しくなっている状況があって、そういった中で、安全性を担保しつつ、人が集まらない防災センター要員をいかにして活用して安全性を担保しつつ、人が少なくなっても、うまく現場が回るように措置するのかというのが、社会的に求められているところがありまして、先ほど事務局のほうで説明したように、人が不在でもうまく回るというのを前提で話が進んでいるものですから、今無人というのが出てきてしまっているというところがあります。

そこが難しいということでありまして、人を増やすような措置は考えるんですが、そうすると合理化ができなくなるので、余りこれを打ち出したところで現場の人不足を緩和する決定打にはなりにくいという状況があるものですから、今のような理論構築になっているということでございます。

【委員】

複数建物があって、防災センターはあるが人がいないと。でもどこかにいけば、どこかから駆け付けて防災センターを動かすことができるみたいな、そういうイメージで思っていたので。防災センター要員の拠点があって、複数の建物を同時に監視している状態。どこかで何かあればその人たちがそこに行くみたいなイメージを持っていたので、3人で行けばいいのではと思ったんですよね。

【庁内関係者】

なるほど。

【事務局】

その議論にたどり着く前に、まず機械化という議論を毎回、部会でさせていただいておりまして、どうしても人を機械に置き換えるということが今後必要だろうという議論を、毎回部会のほうでさせていただいたというのがまず大前提でございます。

その中で、機械化したということである程度人がいなくても、ここに消防隊が到着した際に無人であっても、ある程度状況を把握できるようなものというのが既に防災センターにあるという前提でお話を進めているものですから、そのところが、今、部会の振返りの中で足りてなかった部分だったのかもしれない。

【委員】

防災センターは消防隊が行けば使えるという理解でよろしいですね。

【事務局】

そこの対応をしてくださっているという前提になっております。

【委員】

もう1点、先ほどの非常用エレベーターは、鍵が差さっていれば受渡しできるみたいな話がありましたが、駆け付けた人が、いつまでも現場で何かやっていて戻ってこなかったら、エレベーターはずっと上にある状態ですよね、運転キーとあるので。

【事務局】

非常用エレベーターの運用の中で、現場到着したときには「切」にしますので、必ずエレベーターは、その後は制御可能な形で呼戻しができます。

【委員】

誰かが押せば戻ってくると。

【事務局】

はい、そういう仕組みです。

【委員】

それが、消防隊だけが1階で押せば消防隊が使えるようになるけれども、途中階の人がボタンとか押しちゃうと、そこに行っちゃうみたいなことにもなり得るということですね。

【事務局】

非常用エレベーターの場合は、呼戻しボタンでの呼戻しになります。

【委員】

それが優先されるという意味合いですね。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

普通の階に付いているボタンはもう優先されない？

【庁内関係者】

はい。その呼戻しボタンを押すと、大体避難階だと思うんですが、その防災センターのあるような階に自動的に着床するようになるということです。

【委員】

キーを切っておいても大丈夫ということですね。

【議長】

よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

先ほどの委員の無人というところに関して、この資料では「無人」との記載だけですが、無人になることに対する代替措置について、口頭で説明された内容が、水色で「無人」と記載されている箇所に記載してあると分かりやすいと思いました。

また、フローの下のほうに記載されている、①(2名)や②(1名)は何を示していますか？

【事務局】

事務局のほうから回答させていただきます。

この①②というのは、実は駆付け要員ですとか初期消火等に対応する要員の人数を示しております。今表示しておりますパターン3ですと、想定だと遠隔監視場所に4名置いておまして、そこから3名が監視対象物のほうに駆付けていくというような表現をしたくて入れているところでございます。監視対象物のほうに到着しますと、この3名で総合操作盤による出火場所の確認をしまして、ここから矢印で①(2名)②(1名)とさせていただいているんですが、この駆け付けてきた3名のうちの1名が防災センター側に残って情報収集等を行う。残りの2名が、火災が発生している階に上がって行って、初期消火等の対応を行う。そういう意味合いで入れさせていただいた部分でございます。

【委員】

例えば、駆付け時間のところだったら3と1に分かれて、①の3人が右のほうに行って、また2つに分かれるということでしょうか？

【事務局】

そういうことでございます。委員のご指摘のように、非常に分かりにくいので、ここは再度、もう少し部会の際には資料を修正して分かりやすい資料に変えさせていただきます。

【委員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。

私から、今のお話のところで関係するんですが、今ここで開いていただいているスライドの図の中では、監視対象物のほうは1名2名という書き方していますよね。

例えば、8枚目をご覧くださいませ。これはパターン1ですが、ここでは今の監視対象物のほうで「防災センター勤務員(1名)」、「駆付者(2名)」とあります。要するに、1名、2名の前にどういった役割をするかというのがあるといいんだけど、これが紛らわしくて。

このパターン1は、上の7枚目を見ると、7枚目の左上のところに「常駐型」とあって、「駆付けなし・常駐あり」とあるんですが、ここで「駆付けなし」と「駆付者」というのがまたこんがらがりますよね。

要するに、ここで言う「駆付けなし」は遠隔地からの駆付けがなしなんですよね。こちらのフローに入っているほうの「駆付者」は常勤の方というか、その監視対象物にいます中で駆付け側とそのまま防災センターに残る方と、そこら辺がまた混乱しちゃうところもあるので、そういったところも見直していただけるといいんですが、そのあたりも誤解がないような形であれば、よろしいでしょうか。

【事務局】

はい、承知いたしました。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。では、特にないようですので、次の議事のほうに移ります。関係者不在施設におけるガイドライン(案)についてということで、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、関係者不在施設における防火管理についてご説明させていただきたいと思います。今回、関係者不在施設の目次といたしましては、委託調査結果の報告、そして日常の管理について、そして新技術の活用、最後にガイドライン(案)のまとめとなっております。

さっそく、委託調査結果の報告というところからご説明を申し上げたいと思います。目次に沿いまして、委託調査結果の報告というところからご説明させていただきます。まず今回、7月から9月の間、3か月にわたりまして、委託調査にて関係者不在施設の実態を調査してまいりました。調査の方法といたしましては、まずインターネット等による情報収集を行いまして、その後、運営母体ですとか業界団体へのヒアリング調査を実施し、その中で必要に応じて現地のほうにも足を運んで調査を実施しております。まずインターネット調査にて、関係者不在施設というものがどういった業態があるか大枠を調査いたしました。その中で、7業種49対象、こういった資料にあります宿泊から場所貸し、小規模のトレーニングジムですとかサウナといったいろいろな業種が、インターネット調査から、今、不在の営業をされているということが分かりました。

インターネット調査の中で、さらに業態ですとか店舗数、運営母体等を調査いたしまして、対象を広く調査した結果から、その次にヒアリング調査を実施する対象を30対象絞り込みまして、ヒアリングの調査項目といたしまして、以下の4点、施設の概要について、そして日常の管理について、災害時対応について、その他、火災事例等についてヒアリングの調査を実施してまいりました。

ここからは今のヒアリング調査の実施項目の大項目に沿って内容をまとめたスライドになっております。まず1つ目、施設の概要についてのヒアリング結果としては、スライドの表から見ていただきますと、関係者不在施設の店舗面積と不在時間帯の傾向ということで、今回、ヒアリングを実施した対象のうち、不在の営業がある店舗の中で、どういった店舗の傾向があるのかということをもとめてみました。小型の店舗のうち、常時従業員の方が不在となるような店舗といったところが非常に多いことが分かりましたので、関係者不在施設の全体の傾向といたしましては、店舗の規模は非常に小さく、常時不在となるような営業をしている部分については、店の面積が少ないというものが分かりました。こういったところが多く入っているのが、ビルの一 corner のテナントなどに入居しているケースが、非常に多かったということが分かりました。一方、大型の店舗につきましては、インターネットカフェ等といった、規模の大きいものは独立して店舗として存在しているものがありまして、こういったところは時間帯につきましても、常時従業員がいないというよりも、夜間の一部時間帯等に従業員がいなくなるというような傾向が見られました。

続いて、こういった施設の利用者については、基本的に会員登録等が多く行われていることが分かりましたが、一方でATMや餃子の販売店のようなごく小規模な滞在時間の短いような施設では、こういった会員登録がなされていません。ですので、出入口も非常にセキュリティが設けられていないといったところで、滞在時間と会員登録の関係というところでいくと、小規模な店舗ほど登録がなく出入りが自由に行えるような施設が多かったというようなことが分かりました。さらに、運営状況につきましては、営業時間は無人にするということもありましたので、24時間営業するという店舗が非常に多く、この中でいかに人を省人化していくかというところで、受付ですとか生産業務というところを機械に置き換えて、省人化を進めているというような施設が多かったと思われまます。あとは、小規模な物販店といったところでは、一部警備会社との契約が余りされていない傾向がありまして、あとは規模にかかわらず、そういったところについても監視カメラでの監視が、必須な条件として不在施設を運営しているような状況が見受けられました。こういった部分につきましては、この後の日常の管理ですとか災害時の対応についても非常に関わりのある調査結果となっております。

続きまして、項目の2つ目、日常の管理体制についてです。こちらのヒアリング結果から分かったことといたしましては、関係者が常時不在となる店舗におきましても、従業員の方は常にいないんですが、清掃ですとか商品の補充といったところでの業者等が、施設に必ず出入りをしているというようなことが、共通して分かりました。それ以外にも、先ほども言ったように、省人化のために入退室の管理システムや監視カメラといったものが、非常に活用されているということが分かっております。また、防火管理について不在の従業員を消防計画の自衛消防組織等に定めるなど、実際の初期対応について駆付けでの対応を想定しておりますので、利用者自身が実際の火災発生時には対応する可能性が高いということも分かっております。それ以外に、入退室の管理、監視につきましては、先ほどもあったように、セキュリティは会員登録の有無と関係していること、監視カメラについてはほぼ全てのヒアリングを実施した対象において設置されているということが分かりました。

続きまして災害時の対応についてです。こちらにつきましては、災害時の初期対応は、かなりの確率で利用者が行うことを想定されているケースというのが、非常に多かったことが分かりました。そして、火災等の覚知につきましては、建物に付いた自動火災報知設備ですとか警備会社等の感知器から行っているというような傾向が、非常に多く見受けられました。こういったところから、ビル等に入居しているテナントが多いという施設の概要からもありまして、入居する建物自体の設備等に火災の覚知等を依存しているとい

うような傾向が見受けられました。

続きまして、ヒアリング調査項目、その他といたしまして、実際の火災事例等についてのヒアリング結果になっておりますが、実際、関係者不在施設におきましては、ほとんどのヒアリング対象におかれまして火災の事実等はなかったんですが、中には有人時間帯でのぼや火災等があったというお話がありました。これらについては、ほとんどのヒアリング対象になかったのですが、下のほうで火災事例として調査の統計データをお出ししているんですが、こういった火災事例、前回はスポーツジムのチョコザップさんのほうで実際の火災の事例をご紹介した際、非常に火災の発生というところに反応がありました。

ですので、当庁の管内の中で同じようにスポーツジムの火災件数というものを、過去5年分件数を調査していったところ、過去5年の中で火災の件数は35件実際に発生をしておりますが、こういった火災の全てはぼや火災となっております、実際、火災の原因といたしましては全て電気に起因するものであったということが分かりました。

なお、昨年度中に発生しました9件の火災を詳しく見てみますと、そのうち1件につきましては、夜間、従業員が不在となるような施設で発生したものであったことが分かりました。ただ、こちらの火災につきましても、火災の発生ときは日中でありまして、従業員が居るような時間帯での火災になっておりますので、こういったところからも実際に関係者が不在になることによって起因する火災というものは、余り見受けられないということが分かっております。

ちなみに、このスポーツジムの火災件数というところですが、同じように比較をいたしますと、同じ15項という消防法上の要素で比較しますと、事務所火災というところが、非常に火災事件が少ない中での件数の比較にはなるんですが、昨年度、事務所での火災が182件発生しております。こういったところから比較をしてみますと、昨年度の9件というところは非常に少ない数字となっているのではないかと思いますので、こういった関係者不在施設の中でも原因は電気の火災に起因するものが多いんですが、火災の危険としては非常に低い施設なのかなということが考えられます。

2点目といたしまして、こういったヒアリングの中で、現在施設で抱える課題や要望について聞いたところ、どの施設も共通で、人手不足が非常に進んでいるということで、こういった人手不足に対応するために機械を入れて省人化せざるを得ないということが、実情としてあるようです。それ以外にも、放送設備ですとか、遠隔地からのオペレーション、あとは監視カメラの性能についての意見を多くいただき、あとは課題として掲示案内物が読まれないという課題をいただきまして、こういったところは後ほどご紹介するデジタル技術の活用において、非常に改善が見込まれる点ではないかなと考えております。

その他、3番といたしまして、今後の展望について各施設の中で完全な無人化等は逆に考えておらず、安全性を担保した上での省人化を進めていきたいというような意見が、非常に多く聞かれておりました。こういったヒアリング結果から、課題とそれについての対策を示したものになりますが、この内容につきましても後ほどご紹介しますガイドラインの案の中でも、こういったところを取り組んでおりますので、まとめとして紹介をさせていただきます。今回、日常管理の中では、先ほどもありましたとおり、人がいなくなるので、施設状況の観察不足等が指摘をされておきまして、これに対する対策としては巡回等が示されております。

その他、災害時対応につきましても、火災の覚知から消火、避難誘導、消防活動への支援といったところで、各課題と対策案について施策の提案を受けております。ここまでが委託調査の調査結果の報告となります。

ここから、日常の管理についてということで、こちらは前回の部会の中で実際の火災事例から、巡回によ

る日常監視の体制の構築ができていないということが分かりましたので、今後については関係者不在施設の日常の防火管理体制についての検討が必要であるということが分かりました。

こちら前回部会のスライドになりますが、通常であれば防火管理体制として対象物と防火管理者の1対1の対応もしくは各対象物を複数管理する場合においても、各施設に防火担当責任者がおりまして、防火管理者が別の場所から管理をしているといった重複の体制をとっております。ただ、今回、関係者が不在となることによって、施設に常駐する人員がいなくなりますので、そういった場合におかれましては、重複選任の体制を個々に可否を認めているというような現状がありますので、こういった防火管理体制のあり方について検討を進めてまいりました。

そこで、今回、防火管理体制の現状として4つのパターンに防火管理体制をまとめてまいりました。まず、横軸の中で、関係者が常駐しているパターン、そして関係者が不在となるパターン、縦軸の中で、対象物ごとに管理を行う個別選任のパターンと、複数対象物を1人の防火管理者が管理を行う重複選任のパターンという形で、4つのパターン分けをしてまいりました。

まず、左上の管理対象物1対1の防火管理者の管理パターンです。こちらが防火管理の一番原則となる形になりますので、こちらについては問題がないものと考えております。続きまして右上のパターンですが、こちらについても現行の重複選任のパターンとしまして、対象物ごとに防火担当責任者という人がおりまして、こちらの防火担当責任者がそれぞれの施設の点検を実施し、防火管理者への報告を行うという体制が整っておりますので、現状としてこちら問題ございません。

続いて左下の関係者が不在となるパターンですが、こちらにつきましても、防火管理者がその施設にはいないんですが、1対1の対応ができるということで、日常の管理につきましても、こちらは実施が可能なものとして考えております。

今回、右下のパターンとしまして、複数対象物を1人の防火管理者が管理するパターンというところで、関係者が各施設からいなくなってしまうというところで、非常に防火管理者の管理面での負担が大きくなると考えております。ですので、今回はこの右下の複数棟管理を1人でするパターンというところで、非常に課題があるものとして考えております。

この中で、まず防火管理者が業務として何を行っているのかというものを一覧として出したものになります。こちらは防火管理者の主な業務として、消防法施行規則の3条に定める項目になっております。さまざまな点検や業務を行わなければならないのですが、特に赤字で示させていただきました火災予防上の自主検査というものについて、今回課題として考えております。これはなぜかと言いますと、この自主検査につきましては、防火管理業務を行う際に、現地に直接行って目視での点検を行う必要があることから、1人での複数棟対象の管理が非常に難しくなり、その点検がネックになるものと考えております。それ以外の点につきましては、年に2回ですとか、そういった一定期間の点検になりますので、常時実施するべき火災予防上の自主検査というところが、非常に課題となると考えております。

実際に行うべき自主検査項目というものを示したものが、次のスライドになっております。こういった東京消防庁の消防計画の作成例に定めております自主検査項目といたしましては7項目となっております。内容は火の元の確認ですとか、電気・コンセント、喫煙の管理、あとは放火の防止、避難障害、閉鎖障害、操作障害のないかどうかの確認というところで、概ね目視での確認で済むような自主検査項目になっております。

実施に際しましては特段専門的な知識等を要するものではありませんので、巡回での実施も十分に可能な内容となっているんですが、先ほどありましたとおり、これを1人の管理者の方が複数棟を対象ということ

になると、巡回体制が非常に重要になってくるものと考えられます。

下の写真につきましては、適正な維持管理例といたしまして、避難通路の管理状況のこういった良いパターンと悪いパターンということで、例示をお示ししております。右側につきましても、こちら設備の操作障害があるかないかといったような、こういった判断をしていただくという例示として示させていただいております。

こういった自主検査の項目を巡回で行う場合に、以下の3パターンを想定しております。まず左側防火管理者による巡回を行うパターンにつきましては、防火管理者が実際に複数棟の対象物に行って直接自主検査を行うパターンです。今回、このパターンであれば、防火の知識を持った防火管理者が、実際に施設を見て回る事ができるので、点検の面では質は保証されているんですが、ただ一方で、時間的な面とあとは距離的な面もありますので、複数対象を管理することが非常に難しくなる点が挙げられます。

続いて、真ん中の関係者等による巡回パターンというものになりますが、こちらについては防火管理者が直接現地に赴くのではなく、その指揮命令下にある関係者等が巡回を実施し、その結果を防火管理者に報告する体制で管理を行うパターンになります。

これにつきましては、防火管理者自身が現地に行く必要がなくなりますので、関係者等を複数設定しておけば、各対象物を管理できる範囲内で複数棟を管理させて報告を受けることができますので、より多くの建物を有効に管理することが可能になると考えられます。

そして最後に一番右側の清掃業者等による点検のパターンになります。こちらにつきましては、実際にヒアリングの中でも実態といたしまして、現状、不在施設においても清掃業者ですとか商品の補充業者というところでは、必ず施設に入退していつていますので、こういった業者を活用して、先ほどの7項目の自主検査を行うパターンとして、今回ご提案させていただいております。ただし、今回このようなパターンで点検を行うデメリットといたしましては、先ほどの2つのパターンとは異なり、清掃業者等、第三者による点検を実施するということになります。

ですので、防火管理上の業務としての質を担保するために、契約等で点検の項目ですとか、異常発生時の対応、報告の方法等を明確に定めて、契約を結んで、しっかりと業務の質を担保する必要があるということが挙げられます。ほかにも、自主検査項目というところでの巡回の目視点検自体が、現状のアナログ規制の見直しの観点から考えると、デジタル技術への活用というものが非常に推奨されておりますので、今回代表的なアナログ規制で挙げております目視規制ですとか常駐・専任規制、定期検査・点検規制の考えから、こういった目視での自主検査についてもデジタル技術の活用による見直しをしていくべきではないかと考えております。

左下の写真は法定点検であります防火対象物点検の中で、実際に360度カメラを活用して遠隔地から点検を行っている事例になります。こういった法定点検においても現在既にデジタル技術を活用した点検が実施されているという点からも、こういった防火管理に係る自主検査においても、デジタル技術を活用した自主点検・日常管理を行うことは推奨していくべきだと考えております。

右側の写真の中で、日常管理への活用例といたしまして、実際に設置されている監視カメラの映像をもとに、施錠状況を確認したりですとか、扉とか通路付近に置かれた物品を目視で確認して、自主検査に活用できるというような例になっております。それ以外に、右の下の製品の紹介になるんですが、こちらは電気の火災の予兆を事前に覚知して危険をお知らせできるような設備が、既に製品としてございますので、こういったデジタル技術を活用して自主検査、先ほどの7項目を実施できれば、実際に人が現地に赴いて目視での

点検を行わずとも、十分にこういったところに置き換えることができるのではないかとこのところ今考えております。日常の管理についてのご提案としては、先ほどの巡回体制のパターンのより柔軟な巡回体制ということと、デジタル技術を活用した自主検査というところを推奨していきたいと考えております。

続きまして、新技術の活用として、今こういったところで紹介させていただきました技術の中で、日常の管理や情報収集に活用可能な設備というところで、監視カメラの活用ですとか、こういった電気の火災を事前に覚知するような設備というところで、非常に今技術がいろいろございますので、こういったところの紹介をさせていただきたいと思っております。

まず監視カメラにおきましても、クラウドを使用して非常に導入が簡単にできますので、こういったところを施設内に設置することで、日常の管理への活用が可能と考えられます。それ以外にも、先ほどの電気火災への対応としましては、トラッキングや断線、ショートを早期に感知できるこういった製品がございますので、そういったものの活用が非常に有効ではないかなと考えております。

続いて、火災の消火や延焼防止に活用可能な設備としまして、こういった製品が既に出しております。特に2番のパッケージ型の自動消火設備につきましては、既に市場で広く出回っている製品ではありますが、例えばスプリンクラー設備を設けなければならない、今回のガイドラインの中で示している中でも、既存の対象物への設置という面で、ポンプですとか水源の用意が必要ありませんので、既存施設への設置という点で考えると、非常に有効な設備ではないかなと考えております。

続きまして、火災の覚知や周知に活用可能な設備といたしまして、特定小規模用自火報、あとはセキュリティ自動通報装置といったもののご紹介になります。特にこちらでご紹介したいのが1番の特定小規模用自動火災報知設備ですが、こちらにつきましても、今回ガイドラインの中で、火災の覚知と周知、こういったところに非常に重要性を考えておりますので、そういった中で自動火災報知設備が及んでない施設など、テナント規模で設置等考えたときに、無線式の連動型の機能が付いておりますので、こちらを既存の対象物の中でも設置が非常に容易にできるという点で、活用が可能なのではないかと考えております。

続きまして、火災の周知や避難を促す際に活用可能な設備としまして、クラウド型の放送設備、あとはデジタルサイネージなど、こういった新技術が非常に多く出ております。クラウド型の放送設備につきましては、ネットワークを活用することにより遠隔地からの複数施設への一斉放送ですとか、選択してそれぞれの施設への放送等が容易に可能となっております。例えば、本社等の監視場所や担当者、個人のスマートフォンからの任意の施設への放送などもできるというものになっておりますので、火災のみならず、震災等、そういったときの避難を促す際にも活用が見込まれるものとなります。下の2番、デジタルサイネージにつきましては、日常時は広告の掲示等として、通常のサイネージの使用もできます。ただし、火災の発生時等は、自火報の発信信号から、火災の表示ですとか、音声、避難誘導等の画面を表示することができますので、火災時の発生の周知ですとか、避難誘導への活用が非常に有効なものとして考えられると思っております。

最後にガイドライン(案)のまとめといたしまして、前回部会の中で、日常の管理の部分につきましては今回の検討課題として詳細に示しておりませんでしたので、今回、日常の管理について検討した結果について、こちらのガイドラインに反映させていただいております。この中で、日常の管理、監視体制としての巡回のあり方や、関係者不在である旨の利用者への周知といった内容を盛り込んだものになっております。

こちらが実際のガイドラインとしての詳細になります。日常の管理体制の不足ということで、巡回による点検を柔軟に認めるとともに、機械の活用による自主検査により巡回の目視確認の省略等を盛り込んだ内容になっております。それ以外にも、利用者に対しての関係者不在施設であることの周知不足などもリスク

要因として挙げられておりますので、従業員が不在となる旨を確実に利用者の方に周知するために、利用規約や契約書に明記をして確実に周知するとともに、施設内での掲示等を安全対策として盛り込んでおります。

最後のスライドになりますが、こちらは個別リスクの対策として、対策の内容自体は今回変更がないのですが、今回こういったガイドラインの適用の対象について1点見直しを考えております。下の小さい赤字になるんですが、民泊施設につきましては、今回、ガイドラインの対象外としたいと考えております。理由といたしましては、民泊自体が総務省消防庁により不在を前提にガイドラインが既に制定されておりまして、なおかつ特例の緩和等で設備の緩和等を実際に行っているというような実態があります。ですので、今回関係者不在施設等ガイドラインといたしましては、こういった設備自体の強化というところが非常に押し出されていますので、ガイドラインの方向性の整合が取れないということもありますので、既に総務省のガイドラインで安全性が担保されている民泊については、今回こちらの関係者不在のガイドラインの対象からは除きたいと考えております。

スライドのご説明は以上になります。この後に参考資料のご説明を行いたいと思います。資料の切替えを行いますので、少しお待ちください。それでは、今回参考資料の2として付けさせていただきました、関係者不在施設に係る防火安全対策ガイドラインの案ということで、今表示をさせていただいております。こちらの資料につきましては、先ほどスライドで表でお示しさせていただきましたガイドラインのものを、文書化したものになっておりまして、概ね内容については表と同様の内容になっておりますが、若干、文章での補足などが入っておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、1番の趣旨といたしましては、近年の労働市場において労働力不足が深刻になっているということと、あとは現行法令上、消防法の中でこういった関係者不在施設についての規制が行われていないことから、今回有効な実務的な日常の管理ですとか、災害時の対応をできるように、運営形態に合わせて効果的かつ実行可能な形で示したいということで、ガイドラインを作成しております。その中で、デジタル技術の活用による代替なども盛り込んでいくことを内容といたしました。

続きまして、ガイドラインの対象といたしましては、今回、防火管理の面で考えておりますので、消防法第8条に定める防火管理者の選任義務が生じる対象またはその部分、その中で関係者が不在となるような施設を対象としております。さらに、先ほど申し上げたとおり、住宅宿泊事業法に定める民泊については、本ガイドラインの対象外としたいと考えております。

用語の定義につきましては、表記のとおりになります。4番の防火安全対策というところから、主にガイドラインの、先ほどの検討の表と内容を合わせた部分になっております。

まず、1番の共通事項といたしましては、関係者不在であることの利用者への周知ということで、従業員等が不在になる旨をしっかりと利用者の方に周知・認識をさせていただきたいという内容で書かせていただいております。続いてイの駆付け対応につきましては、関係者不在施設において災害が発生した際には、警備会社を含む関係者等が現場対応をしていただきたいということで、駆付け体制をとってこういった(ア)～(オ)に定める事項について対応していただきたいというような内容を示したものになります。

続いて、ウの利用者や地域の実情に応じた多言語対応というところですが、こちらにつきましてはヒアリングの中でも外国人の方の利用のあるような施設も中には分野としてありました。そういった施設においては、その地域の実情に合った多言語での対応をしていただきたいということで、避難経路図への多言語表記ですとか、通報要領、関係者不在になる時間等の表示を、多言語での対応化していただきたいというものに

なっております。

続いて、エの項目ですが、こちらは消防設備等の充実強化ということで、表の中では特にお示しはしていませんでしたが、これまでの部会の中で関係者不在施設というものが通常の施設に比べて火災発生等の危険度が増すというところを加味しました。

必ず火災を覚知できるような体制というところで、自動火災報知設備ですとか警備会社の報、自動火災報知設備が設置されている施設においては、有効にそういった設備が使用できるよう、受信機等に到達できる経路について確保していただくこと。あとは、火災の早期発見を促すために、感知器等の種別の変更等、消防設備の充実強化についても記載させていただいております。

続いて、オの項目、放火対策について、関係者が不在となることによって、従業員等の監視の目が行き届かなくなりますので、これによって高まる放火のリスクについて必要な措置を講じていただくというような内容になります。内容については、監視カメラの設置ですとか、入退室管理、身分証管理の徹底、可燃物等の管理の徹底ということで、基本的な放火対策をガイドラインの中に定めております。力の鍵管理についても、不在になることによって危険性が高まるため、こういった鍵管理については徹底していただくというような内容になっております。

2番から日常の管理に関する事項といたしまして、こちらは今回の小部会の資料の中で検討した内容になります。関係者が常時不在となる施設で、特に日常的な管理を行う者がいなくなるため、火災予防上の自主検査に定める項目を適正に行える範囲で、防火管理者、関係者または委託契約者等が対象物を巡回、または機械等による監視によって出火の要因となる機器の不具合や故障を見逃さないよう、適切にさせていただくというような内容になっております。この手法といたしまして、先ほどお示した防火管理者による巡回体制、そして関係者による巡回報告体制。そしてその中に清掃業者等の業者の巡回体制というものも含めて考えております。(ウ)として、さらに機械等による監視体制ということで、デジタル技術を活用した自主検査等を盛り込んだ内容になっております。イとしまして、チェック項目については不在施設の火災の要因としても多く挙げられております電気火災といったところの要因については、特に注意して重点的に確認をしていただくというようなものを入れております。ウの内容につきましては、こちらスライドの中の表には入れていなかったんですが、従業員の教育というところで、今回不在施設になるというところをしっかりと従業員の方が認識をして、リスクを理解させていただきというようなものになっております。

エの関係者不在施設に係る消防訓練の実施については、こちらは法令で定められた消防訓練の中では関係者の方への訓練というものは特に入っていないんですが、関係者不在施設になりますと、利用者の方自身が災害時に対応する必要がある可能性があります。ですので、そういったところに対して、ネットで消防訓練等の動画教材を活用したり、有効な方法によって、消火・通報・避難要領を周知していただきたいというようなものになっております。

続いて、災害時の対応につきましては、災害時、現場に関係者が不在となることから、利用者が安全に消火・通報・避難といったことができるよう、災害発生時の初期対応を行う際の方法等を明示して防火管理体制を構築しておくことが必要となります。

初期消火につきましては、火災発生時の対応というのは原則関係者が行うものと考えておりますが、今回、関係者不在施設の中ではどうしても利用者の方が初期消火を実際に行う可能性が出てきます。そのため、消火器の設置や使用方法の周知のほか、初期消火を行う際の安全性を高めるために、退路の確保や急激な延焼拡大を防止する必要があるということで、消火器の出入口付近、階段付近への集中配置をすることによる

退路の確保ですとか、内装の準不燃といったものや、防災物品、防災製品の使用によって延焼拡大を緩和するというようなことを考えております。さらに、消火器の使用法と設置位置の周知については、どなたでも利用ができ、場所が分かるように措置をする必要があると考えております。イの通報連絡につきましては、利用者のみならず、関係者自身が常に火災を覚知し、通報できる体制ということで、通報要領を利用者のために施設内外に掲示するほか、関係者自身が火災を迅速に覚知し、通報が可能なようなシステムを導入するということを提案しております。

避難誘導につきましても、利用者へ火災が発生した旨を早期に周知するとともに、避難行動を促し、利用者の自主的な避難において安全かつ確実に避難が完了できなければならないということで、非常に懸念される点としては、入退室のセキュリティが強化されている場合ですとか、そういったときにも容易に避難をできる措置をしてくださという内容になっております。ア～オの中で、火災の覚知方法ですとか、その周知の方法、避難を容易にできるようなレイアウトにすることや、誘導の強化、さらには2方向避難の確保ということで、こちらについては避難器具を含む避難経路の確保を推奨しております。基本的なところでは、避難経路図の掲示、避難経路上にある扉等につきましては、支障のないよう容易に解錠できる措置を求めています。ただし、この中で緩和条件といたしまして、居室の各部分から主要な避難口を容易に見通せる場合につきましては、想定していますのがごく小規模なATMの置き場ですとか餃子の販売ですとかいった、ごく小規模な区画の少ない施設におきましては、火災の発生を容易に覚知できることや、周りに周知するまでもなく火災を覚知できること、あとは避難口が容易に見通せますので、避難に向かうまでのリスクが低いということから、こういった自火報ですとか誘導灯の強化、2方向とか避難経路図といったところがなくとも、容易に避難が可能ということで、緩和できるのではないかと考えております。

エの消防活動支援というところにつきましては、消防隊が到着した際に情報提供を行う関係者がいませんので、より情報を得られるような形で関係者が対応する必要があるという内容になっております。ここで定めておりますのが、関係者等は自動火災報知設備等の信号にて火災をまずしっかりと覚知をできること、そして緊急連絡先等の掲示において消防機関が関係者に連絡を取れる手段を確保していただく。あとは、監視場所等が設置されている場合であれば、監視場所で火災発生をした際には警報や異常表示などで災害発生を確実に知らせることができ、監視場所で覚知した情報については消防機関に情報提供できる体制をとっていただく。そういった管理体制をとることによって、現場での消防活動への支援を行っていただきたいという内容になっております。

4番以降の個別リスクに対する強化対策といたしましては、今回、宿泊を目的とした施設ですとか、火気設備の使用を伴う施設、個室利用のある施設、入退室のセキュリティを設けた施設といった、施設ごとの個別のリスクに対しては、さらに危険性が高まるという観点から、こういったそれぞれの対策を求めています。

宿泊を目的とした施設につきましては、火災の発見、避難開始が非常に遅れるというところから、人命危険が著しく高くなるものと考えておりますので、自動消火設備の設置、内装の不燃化、防災物品、防災製品の使用等、対策の強化を求めています。

また、火気設備の使用を伴う施設におきましては、出火及び延焼危険が高まりますので、利用者の避難時間を確保するために火気使用設備の施設として安全対策を求めているのと、火気使用設備自体の出火防止を行うために過熱防止等の安全装置付きのものを使用することや、内装の不燃化、防災物品、防災製品の使用等を求めています。個室利用のある施設につきましては、火災の覚知が遅れ、避難時の確認が困難になることが想定されますので、確実に火災の発生を知らせるために、自動火災報知設備等の設置や、それに伴

って個室内で有効に警報を聞き取れるような措置というところを求めています。工の入退室セキュリティを設けた施設につきましては、火災発生時の消防隊進入や施設利用者の避難に支障となる恐れがあることから、緊急時には容易に解錠できる措置として以下のような例を挙げております。自動火災報知設備と連動した解錠システムですとか、遠隔場所からの操作で解錠可能なシステム、非常ボタン等による解錠、警備会社等の決定による解錠体制。あとは監視場所等からの緊急解錠方法の指示等、こういった対策で、避難または侵入困難というところを解決していく手段として求めていきたいと思っております。

最後に新技術の活用としまして、スライドのほうでもご紹介したようなデジタル技術のツールを活用することによって、関係者不在施設におけるリスクの軽減に努め、防火管理業務の省人化を可能とすることができると、活用を推奨したいと考えております。監視カメラや出火防止ツールといったところにつきましては、日常の管理の中で自主検査等への活用が見込まれる技術となっております。それ以外にも、災害時対応、初期消火や火災の覚知、周知、避難誘導等に活用が可能なこういった新技術につきましては、こういった関係者不在施設において活用を推奨したいと考えております。ガイドラインの内容といたしましては以上になります。以上で資料のご説明は終了させていただきます。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、どなたか質問、コメントしていただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

委員、お願いいたします。

【委員】

まず貴重なご説明、大変ありがとうございます。資料2の18枚目のスライドでパターン分けをしてくださっていてありがとうございます。それで、基本的には防火管理者と、それから関係者、それから清掃業者と書いてくださっていて、恐らく清掃業者のところは、関係者でないというか、直接の関係がない、いわゆる外部の契約をされているところという意味かと理解しておるんですが、それでご説明の際もその契約のところが必要になってくるし、責任の所在の件もご指摘くださっていたんですが、この際、名称といたしまして、「清掃業者等」という表現をする必要があるのかなかというところをお聞きしたかったんです。

実態として清掃業者しかも事実上ないのであれば、そういう表現もあってしかるべきかと思うんですが、そもそも外部者さんでいらっしゃるものが念頭に置かれているのであれば、また別の表現があってもいいのかなと。

括弧して清掃業者と書いてくださるのは全然構わないんですが、そこら辺はむしろ東京消防庁さんのほうで、いろいろこれまでヒアリングをされて詳しいと思いますので、ぜひ教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ご指摘のとおり、「清掃業者等」としておりました、こちらにつきましては、清掃業者以外にも商品の補充の業者ですとか、中には利用者等も活用して清掃を行っているような形態もありましたので、広くそういった施設に出入りする方を活用した自主検査のパターンとして考えておりますので、表記につきましては、今ご意見いただいたとおり表記を修正して、より相応しいものに変えたいと思います。ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

どうぞ。

【委員】

ご説明ありがとうございました。1つ質問と1つコメントですが、今、委員がお話しされた18ページのところで、自主検査というのはどのくらいの頻度で実施するものですか。

【事務局】

事務局で回答させていただきます。これにつきましては法令上の定めは特にございませんので、適切な、火災が発生しない範囲で適切に維持管理できる範囲内での自主検査にはなっております。今回そういったところでも、スライド上のメッセージに入れさせていただいたんですが、こういった自主検査項目に定める7項目が適正に行える範囲ということで、こういった対象ごとにこの7項目を見て異常を感知できるということで考えております。一つの目安としては、使用していく中で元の状況から状況が変化する、使用したことにより状況が変わっていくというところで、火災のリスクが発生すると思われまますので、そういったところは使用した場合に一度元の状態にリセットするということを考えてはいますが、明確な、何日に1回とかいったところは、現状では定めていないような状況です。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。では、その外部の業者でも自主点検できるということですね。

18ページのところに「清掃業者等による点検」というのがありますが、私のイメージですが、自分の職場の清掃業者の人を見てもちゃんとやってくれると思えないので、外部業者にお願いするときは、報告義務とか、ちゃんと点検した写真、日付が入った写真とか、そういうのを送ってもらうとか、そういう取決めをしたほうがいいかと思いました。

【事務局】

内容につきましては、契約等を取り交わすことによって、より防火管理業務としての清掃ですとか自主検査というところの質を担保していければと、今事務局としても考えております。ありがとうございます。

【庁内関係者】

補足させてください。委員のご指摘のとおり、その報告義務とかというのは非常に重要なことだと思いますので、そこも盛り込めるよう、再度検討して、部会のときにはそういう方向で資料を再構築したいと思っております。

あと、その前にご指摘いただきました自主検査の間隔というところも、非常に大事だと思いますので、そこもある程度明確に示せるように検討を重ねまして、次回、部会のほうでしっかり示せるようにさせていただきますと思います。

【委員】

お願いします。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

こういった施設には、消火器の設置というのは義務になっているんですかね。

【事務局】

消火器の設置義務は、関係者不在になることによらず、入居する建物の規模に依存していますので、ある程度の規模にならなければ消火器の設置義務はありません。ほとんどの建物には設置されておりますが、必ず設置されているものとは言えないです。

【委員】

そうですか。今、このガイドラインを見ていて、「消火器の設置」というのが書いてないのに、消火器の使用方法とか設置場所の明示というのがある、というリンクになるのかなと思ったのですが。

【庁内関係者】

ご指摘のとおり、概ね150平米以上の建物にしか消火器が義務付けられませんので、そこはほかの「自動火災報知設備は付けなさい」というのが書いてありますので、それと同じ並びで「消火器はしっかり付けてくださいね」ということで、ガイドラインのほうに盛り込みたいと思います。

【事務局】

補足させていただきますが、7ページのほうに今回のヒアリング調査の結果がございまして、こちらの表ですが、ある程度の大型店舗におきましては、テナント入居型ということで、大規模な建物の一部に入っているりですとか、ある程度面積が確保された建物の中に入っているりして、ほとんどの対象が消火器の設置はあったと認識はしております。そういった消火器が設置されていない店舗等がまたありましたら、こちらでもそちらのほうを踏まえて進めていきたいと思っております。

【議長】

今のガイドラインの案のほうで、2ページ目の下から2行目に、「出入口や階段付近の消火器の設置を保持したい」とありますが、今のお話は、階段付近も入っていないし、居室というか、居室には配置されていないということが今、課題としてあるんじゃないかというご指摘でよろしいですか。

【委員】

そういうことも含めて、今日、実は午前中、東京都の会議をここでやられていて、オンラインで参加していたんですが、“マイ消火器”というのを住宅に置こうといった話題があったため、ちょうど消火器というのが気になったのですが、いざ火災を知っても消火器がなければ消火できないみたいな、そんな話があったとしたらどうなんだろうかということですね。

【庁内関係者】

ここも、では2ページ目の出入口や階段付近というところの表記も、改めて検討させていただきます。

ニュアンスとしては無人施設の中に置くんですが、その中でも出入口付近にあって、退路を確保した状態で消しに行けるというのを想定していますので、確かにこれ読むと、部屋の外の階段に置くようなニュアンスになっていますので、そういうニュアンスを想定していたわけではありませんので、ここの表現を見直させていただきます。

【議長】

ほかにいかがでしょうか。

では私から。ちょうど今の2ページ目の下から2行のところ、今も話していたんですが、その下に「内装の準不燃仕上げ」と書いてあるんですが、3ページ以降は「不燃化」という表現だったのが、ここで「準不燃仕上げ」というのはなぜか、お聞きしたいです。

【庁内関係者】

おっしゃるとおり、ここはわざと「不燃」じゃなくて「準不燃」にしています。建築基準法の絡みとかもありまして、「不燃仕上げ」というのがかなり要求のハードルが高いものですから、今回「準不燃」として、それで火気使用室ですとか、宿泊するような、火災の感知の遅れによって重大な人命危険があるようなところを、重点的に不燃化させていただいて、その他のスポーツジムのような、人が起きていて、個室じゃなくて、そういうところは「準不燃」で、建築基準法の縛りのようなところで良しにしてはいかがかというご提案です。

ですので、ここもし「不燃化」が必要であれば、そのような方向で再度検討はさせていただきますが、「不燃仕上げ」はかなり求める水準としては高いのかなというふうな認識ではおります。

【議長】

今のお話は、要するに3ページ目に書いてある不燃材料をイメージしていて「不燃化」と書かれているということですか。

【庁内関係者】

ここはもう、おっしゃるとおりです。なので、壁紙も不燃の壁紙を貼っていただくというふうな。

【議長】

不燃化と不燃材料は意味が違って、不燃化は準不燃も入りますので、解釈としては。そういうことであれば、理解をしました。今のご説明に対して、特にそういうお考えがあるのかと思いました。

【庁内関係者】

分かりました。ここの表現、再度整理させていただきます。

【議長】

あとは最後の、今4ページ目ですが、これからいろいろ出されていくと思うんですが、新技術の活用でアとイという、確かにこういうものの活用が推奨されると思うのですが、それで限定されてしまうような印象も下手するとあるかと思いました。だから、「等」というか、プラスアルファがあってもいいかと思いますので、そういうふうな解釈でよろしいですか。

【庁内関係者】

おっしゃるとおりです。ここも例示というか、そういう趣旨ですので、そこが分かるように表現を修正したいと思います。

【議長】

これから、まだ案ですので、いろいろ内容を吟味されると思いますので。何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、一通り本日ご準備いただいた資料のご説明いただきましたので、全体を通して何かコメントし忘れたこと等はございますでしょうか。いかがでしょうか。特にないようでしたら、司会を事務局にお返しいたします。

【事務局】

本日はご審議いただきまして誠にありがとうございました。ご指摘いただきました内容につきましては、次回の部会等に反映をさせていただきたいと考えております。次回の部会につきましては、現在11月の末頃、11月29日を予定したいと考えておりますが、今まだ調整中のところでございます。

また、次回部会の間にお伝えしたいことがございまして、11月22日に関係者不在施設における現地視察というものを予定させていただいております。既に委員の皆様方にご希望を取らせていただいて、全体で9名の方々にご参加いただくという形になっております。

また、この期間におきまして、防災センターのあり方ということで、遠隔監視場所における検証のパターンというものを、パターン2、パターン3におきましても、現状、映像のほうの取得ができないかということで今動いておりまして、パターン2の検証におきましては映像化のほうが実現しました。パターン3に関しましては、今、実際に交渉中ということでございますので、こちらのほうも追加で情報として上げさせていただきます。それでは、以上をもちまして火災予防審議会人命安全対策部会第6回小部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(15 時59分終了)